

令和6年11月1日

支部長 各位

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
会長 三浦展義
(公印省略)

生涯研修制度支部研修会開催費用等助成金の運用について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当会におきましては、平成16年度から「生涯研修制度」を運用しております。この「生涯研修制度」を円滑に運用するため、平成15年6月5日付け安衛コン発第74号及び令和3年11月19日付け安衛コン発第033号により、支部における研修の充実を併せて図ることとして、「生涯研修制度講師謝金助成制度」を実施してきました。

今般、支部活動等の一層の展開を図る一環として、支部研修会がブロック単位等で積極的に活用されるように、近隣支部会員も参加する研修会に対しても助成が可能となるよう、「生涯研修制度支部研修会開催費用等助成金内規」を定めましたので、生涯研修制度の適切な運用及び支部活動の活性化が図られるよう適切な活用をお願いいたします。

なお、今後、生涯研修制度発足時の方針に基づき、原則として生涯研修制度による称号取得者が優遇される環境整備に努めますので、貴支部の会員各位に生涯研修制度への積極的な参加を勧奨していただきますようお願いいたします。

記

1. 生涯研修制度支部研修会開催費用等助成金運用の概要について

- 1) 従来の通達内容を内規として整理し、施行日を令和6年11月1日とする。
- 2) 助成金支給を、支部単独の場合の他、近隣支部合同開催の場合の適用を追加する。
- 3) 支部研修会単独開催の場合は、助成金支給は従来通りする。
- 4) 近隣支部合同開催の場合は、助成金支給を次のとおりとする。
 - ・主催支部 1回当たり30,000円の助成金を支給する。
 - ・参加支部 一支部1回当たり10,000円の助成金を支給する。
但し一支部所属会員の参加者が5名未満の場合は、5,000円の助成金を支給する。いずれの場合も、支給回数は年3回までとする。

2. 運用手続きは、下記の資料による。

- 1) 生涯研修制度支部研修会開催費用等助成金運用内規
- 2) 支給申請様式
 - ・単独開催支部 申請用 別紙様式1-1 結果報告用 別紙様式2-1
 - ・合同開催支部 申請用 別紙様式1-2 結果報告用 別紙様式2-2

以上